

◎水質汚濁防止法の一部を改正する法

律

(平成二十三年六月二二日法律第七一号)

一、提案理由(平成二十三年五月二四日・参議院環境委員会)

○国務大臣(松本龍君)　ただいま議題となりました水質汚濁防止法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

古来より我が国では、地下水を有効活用してきており、現在でも、我が国の水使用量の一割強、都市用水の約四分の一を占めているなど、身近にある貴重な淡水資源として広く活用されているほか、災害時等緊急時の水源としても重要であります。

しかしながら、近年、事業場等が由来と推定をされるトリクロロエチレン等の水質汚濁防止法上の有害物質による地下水の汚染が明らかとなっております。地下水は、一旦汚染されるとその回復が困難なため、その汚染の未然防止を図ることが何よりも重要であります。

この法律案は、こうした状況に鑑み、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図るため、有害物質を貯蔵する施設等の構造等の基準を定め、当該基準違反時の命令規定を設けるとともに

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

に、構造等についての定期的な点検に関する必要な措置を講ずるための規定を整備するものであります。

次に、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、有害物質の貯蔵を行う施設等に関する届出規定の創設についてであります。

有害物質を貯蔵する施設の設置者等に対し、当該施設の構造、設備、使用の方法等についての届出を義務付けることとしております。

第二に、基準遵守義務の創設についてであります。

有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、有害物質による地下水の汚染の更なる未然防止を図るため、構造等について基準を遵守しなければならないこととしております。

第三に、基準遵守義務違反時の改善命令等の創設についてであります。

都道府県知事は、有害物質を貯蔵する施設の設置者等が、基準を遵守していないと認めるときは、構造等の改善、施設の使用の一時停止を命ずることができることとしております。

第四に、定期点検義務の創設についてであります。

有害物質を貯蔵する施設の設置者等は、当該施設の構造等について、定期的に基準の適合状況等を点検し、その点検結果を

記録することに加え、その記録の保存を義務付けることとして
おります。

以上が本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。
す。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますよう
お願いを申し上げます。

二、参議院環境委員長報告(平成二十三年五月二七日)

○北川イツセイ君 ただいま議題となりました法律案につきまして、
環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、有害物質による地下水の汚染の未然防止を図る
ため、有害物質を貯蔵する施設等の構造等の基準を定め、当該
基準違反時の命令規定を設けるとともに、構造等についての定
期点検等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、環境法令における放射性物質の適用
除外規定の見直し、放射性物質による水質汚濁等への対応と責
任、法律違反の状況と対応、施設の使用廃止後の地下水汚染の
未然防止対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会
議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年五月二六日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置
を講ずべきである。

一、本法が国会に提出された会期中の平成二十三年三月十一日
に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故によ
る影響が国内外を問わず広がっている現実を直視し、放射性
物質による環境汚染については、環境の保全を図るべき環境
省が、国民の負託に応える行政を法に基づき遂行できるよ
う、現行法第二十三条を含む関連環境法令における放射性物
質に係る適用除外規定等の見直しの検討を含め、体制整備を
図ること。

二、放射性物質に係る環境モニタリングに関しては、原子力発
電所周辺住民を始めとする国民及び諸外国の信頼を確保する
ためにも、水、大気、土壌、生態系などの総合的なモニタリ
ングとその結果の評価及び情報公開について、責任及び権限
を明確にした制度設計を行うとともに、広範囲で長期間にわ
たるモニタリングに対応するため、関連する知見の集積や人

員確保などの体制整備に努めること。

三、原子力発電所の敷地外で放射性物質に汚染されたがれきや土壌などについては、人の健康や生態系に係る被害を防止するため、関係省庁が連携して早急に処理方法を検討し、適切な保管、管理及び処理を行うための制度構築を早急に図るなど、放射性物質による環境汚染に係る健康被害が起きぬよう最大限努力すること。

四、有害物質使用特定施設等の構造等に関する基準については、地下水汚染の未然防止対策が確実に行われるよう、事業者の取組状況も踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。また、基準の遵守を徹底するため、事業者への周知や地方公共団体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。

五、施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所、指定物質に係る指定施設等についても、ガイドラインの策定等により地下水汚染の未然防止対策の推進を図ること。また、ガソリン等の貯蔵施設が原因となつて地下水汚染が発生した場合にも効果的な対応が行われるよう、地方公共団体に対する指導に努めること。

六、地域住民の安全・安心を確保するため、日頃からのリスクコミュニケーションの推進に加え、地下水汚染が発生した場合

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

合の速やかな情報公開の重要性について事業者の理解が促進されるよう努めること。また、リスク管理の観点から、排出段階における濃度規制のみでなく、有害物質の代替化や低減により環境中に排出される有害物質の総量を減らしていく取組を促進すること。

七、汚水処理システムについては、地方行財政改革の中、より一層の経済合理性が求められることから、市町村設置型浄化槽や浄化槽汚泥濃縮車の積極的導入など、地域のニーズに合致した浄化槽の導入・普及拡大を検討し、効率的なシステムを構築すること。

右決議する。

三、衆議院環境委員長報告（平成二三年六月一四日）

○小沢鋭仁君　ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、有害物質による地下水汚染の防止を図るため、指定施設であつて有害物質を貯蔵するもの等に係る構造等について基準を遵守すべきこととともに、定期点検等の措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十七日日本委員

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

二四六

会に付託されました。

委員会におきましては、同日松本環境大臣から提案理由の説明を聴取し、三十一日及び今月十日質疑を行い、質疑終局後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成三年六月一日)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による影響が広範囲に及んでいる現実を直視し、放射性物質による環境汚染については、環境の保全を図るべき環境省が、国民の負託に応える行政を法に基づき遂行できるよう、現行水質汚濁防止法第二十三条を含む関連環境法令における放射性物質に係る適用除外規定等の見直しを含め、その体制の在り方について総合的に検討を加えること。

二 放射性物質に係る環境モニタリングに関しては、原子力発

電所周辺住民を始めとする国民及び諸外国の信頼を確保するためにも、水、大気、土壌、生態系などの総合的なモニタリングとその結果の評価及び情報公開について、責任及び権限を明確にした制度設計を行うとともに、広範囲で長期間にわたるモニタリングに対応するため、関連する知見の集積や人員確保などの体制整備に努めること。

三 放射性物質に係る環境モニタリングにより得られた結果を基に、原子力発電所周辺地域はもとより、それ以外の地域の住民においても健康被害が生じないよう、関係省庁は密接に連携して対応すること。特に放射性物質による子どもへの健康被害については、その感受性の高さにかんがみ、関係省庁はそれぞれの責任を明確にして対応に当たること。

四 原子力発電所の敷地外にある放射性物質に汚染されたがれきや土壌などについては、地下水を含む周辺環境への汚染が拡大しないよう、関係省庁が連携して早急に処理方法を検討し、適切な保管、管理及び処理を行う制度を早急に構築するなど、一般環境中の放射性物質による人の健康被害や生態系に係る被害を防止するために最大限努力すること。

五 有害物質使用特定施設等の構造等に関する基準については、地下水汚染の未然防止対策が確実に行われるよう、事業者の取組状況も踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。ま

た、中小の事業者に過度の負担とならないものとする。こと。さらに、基準の遵守を徹底するため、事業者への周知や地方公共団体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。

六 施設以外の有害物質の貯蔵場所や作業場所、指定物質に係る指定施設等についても、ガイドラインの策定等により地下水汚染の未然防止対策の推進を図ること。また、本法の適用対象ではないガソリン等の貯蔵施設が原因となって地下水汚染が発生した場合にも効果的な対応が行われるよう、地方公共団体に対する指導に努めること。

七 地域住民の安全・安心を確保するため、日頃からのリスクコミュニケーションの推進に加え、地下水汚染が発生した場合の速やかな情報公開の重要性について事業者の理解が促進されるよう努めること。また、リスク管理の観点から、排出段階における濃度規制のみでなく、有害物質の代替化や低減により環境中に排出される有害物質の総量を減らしていく取組を促進すること。

八 公共用水域の水質を保全する污水处理システムについては、地方行財政改革の中、より一層の経済合理性が求められることにかんがみ、市町村設置型浄化槽や浄化槽汚泥濃縮車の積極的導入など、地域のニーズに合致した浄化槽の導入・

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

普及拡大を検討し、効率的なシステムを構築すること。

九 公共用水域の水質を保全するため、赤潮の原因となるシャットネラ等の有害プランクトンの特性や、それらによる赤潮の発生メカニズムの解明等に関する調査研究を早急に進め、その成果を踏まえて効果的な赤潮防除のための措置を講ずること。

十 水質汚濁防止法全般に関して、その実施状況を見ながら、見直しに係る検討条項に規定する検討時期を待つことなく、不断に見直しを行い、適宜適切に制度の改善を図ること。